

日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）	日本鐵道建設公團	日本鐵道建設公團法（昭和三十九年法律第三号）
省略	省略	同上	同上
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法	同上	同上
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	同上	同上
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	同上	同上
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）	日本萬國博覽會記念協会	日本萬國博覽會記念協会法（昭和四十六年法律第九十四号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	同上	同上
省略	省略	同上	同上

農業協同組合中央会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	日本勞働研究機構	日本勞働研究機構法（昭和三十三年法律第百三十二号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	同上	同上
省略	省略	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

農業協同組合連合会（
所得税法別表第一の農
業協同組合運合会の項
に規定するものに限る
。）

農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四 号）	農業者年金基金
農水産業協同組合貯金 保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律 第五十三号）	農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号 ）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五 十五号）	農畜産業振興事業団
阪神高速道路公团	同上	農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号 ）

負債整理組合	阪神高速道路公團法（昭和三十七年法律第四十三 号）	同上	同上	同上	同上
平和祈念事業特別基金	農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九 号）	農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号 ）	農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号 ）	同上

弁護士会	弁護士法		
保険契約者保護機構	保険業法（平成七年法律第二百五号）	放送大学学園	放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十号）	同上	同上
		北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）

二 同 上	放送大学学園	同 上	同 上
同 上	水資源開発公団	同上	同上
同 上	緑資源公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百八十八号）
同 上	野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三十二号）	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三十二号）
同 上	同 上	緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）	緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
省 略	郵便貯金振興会	郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）	郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体法	省 略	省 略
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百一十六号）	同 上	同 上

六 果実酒類	イ 果実酒	七万四百七十一円
口 甘味果実酒	(1) アルコール分が十三度未満のも	十万三千七百一十一円
	(2) の アルコール分が十三度以上のも	十万三千七百一十一円にアルコール分 が十二度を超える一度ことに八千六百 四十円を加えた金額
七~九 省略	十 雑酒	
	イ 発泡酒	
	(1) 原料中麦芽の重量が水以外の原 料の重量の百分の五十以上のもの	二十二万二千円
	(2) 原料中麦芽の重量が水以外の原 料の重量の百分の五十未満二十 五以上のもの	十七万八千百一十五円
	(3) その他のもの	十三万四千二百五十円
ロ 省略	ハ その他の雑酒	
	イ 同上	
	(1) 省略	
	(2) その他のもの	
	(i) アルコール分が十三度未満の もの	十万三千七百一十一円
	(ii) アルコール分が十三度以上の もの	十万三千七百一十一円にアルコール分 が十一度を超える一度とに八千六百 四十円を加えた金額
2 同上	ii 同上	
	(1) 同上	
	(2) 同上	
	(3) 同上	
	ロ 同上	
	ハ 同上	
	イ 同上	
	同上	

2 次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

六 同上	イ 同上	九万八千六百円
	(1) 同上	九万八千六百円にアルコール分が十二 度を超える一度とに八千二百一十円 を加えた金額
	ii 同上	
	(1) 同上	
	(2) 同上	
	(3) 同上	
	ロ 同上	
	ハ 同上	
	イ 同上	
	同上	

九万八千六百円にアルコール分が十二度を超える一度とに八千二百一十円を加えた金額

種類	品目等	コール分	基準税率
省略			
果実酒類	果実酒	十二度	七万四百七十二円
甘味果実酒	甘味果実酒	十二度	十万三千七百二十一円
省略	省略	省略	省略
その他の雑酒(第一項第十号ハ(2)に掲げる酒類に該当するものに限る。)	省略	省略	省略
	十二度	十二度	十二度
	十万三千七百二十一円	十万三千七百二十一円	十万三千七百二十一円

(戻入れの場合の酒税額の控除等)

第三十条 省略

3・4 省略

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したときは、当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されたりにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合

種類	品目等	コール分	基準税率
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
九万八千六百円			五万六千五百円

(戻入れの場合の酒税額の控除等)

第三十条 同上

3・4 同上

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されたりにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されたりにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

419 省略

第四十条から第四十二条まで 削除

419 同上

第四十条 削除

(酒類の検定)

第四十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、酒類が製成されたとき(酒類に炭酸ガスを加えたときを除く。)は、その容器ごとに、その数量、アルコール分及びエキス分を検定する。但し、アルコール分及びエキス分の検定は、省略することができる。

2 前項の当該職員は、清酒、合成清酒又はみりんの製成に因り、清酒かす、合成清酒かす又はみりんかすを生じたときは、その数量を検定する。
3 税務署長が、政令で定めるところにより、酒税の取締り上必要がないと認めて指定した製造場において製成された酒類又は生じた清酒かす、合成清酒かす若しくはみりんかすについては、前一項の規定にかかわらず、これらの規定による検定は行わない。

(検定前の酒類等の処分禁止)

第四十二条 酒類製造者は、前条の規定による検定を受けるべき酒類又は清酒かす、合成清酒かす若しくはみりんかすについては、当該検定前にこれらを処分し、又は製造場から移出してはならない。

(申告義務)

第四十七条 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間(以下この項において「その年度」という。)の酒類の製成及び移出数量、その年度の末日における酒類の所持数量並びにその年度中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、その年度の末日の属する月の翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、毎月分の酒類の製成及び移出数量、毎月末における酒類の所持数量並びにその月中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

第四十九条 削除

(検査を受ける義務)

- 第四十九条 酒類製造者又は酒母等の製造者は、左に掲げる場合には、政令で定める手続により、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、その検査を受けなければならない。
- 一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。
 - 二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由に因り飲用に供し難くなつたとき。
 - 三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。
- 2 前項第一号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみは、検査を受けないで処分してはならない。

(届出義務)

- 第五十条の二 前条第一項各号のいづれかに該当する場合を除き、酒類製造者又は酒類販売業者は、酒類に因り次に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該行為をしようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。
- 一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。
 - 二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由により飲用に供し難くなつたとき。
 - 三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

一・二 省略

2 酒類製造者又は酒母等の製造者は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

- 一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。
 - 二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由により飲用に供し難くなつたとき。
 - 三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。
- 3 前項第一号又は第三号に規定する場合において、酒税の取締り又は保全上必要があると認めるときは、税務署長は、相当の期間を定めて、前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみの処分を禁止することができる。

(当該職員の権限)

第五十三条 省略

254 省略

(当該職員の権限)

第五十三条 同上

254 同上

- 5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締上必要があると認めるときは、酒類製

造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第一号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

- 一 酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器
- 二 使用中の蒸留機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）

三 省略

658 省略

第五十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 省略
- 三 第三十一条第六項又は第三十五条の規定に違反して酒類を処分し、又は製造場から移出した者
- 四・五 省略

254 省略

第五十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一・三 省略

四 省略
五 省略
2 省略

第六十条 次の各号のいづれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 省略

- 三 第五十一条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

ときは、酒類製造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

- 一 検定前の酒類及び酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器
- 二 使用中のじょうりゅう機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）

三 同上

658 同上

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 同上
- 三 第三十一条第六項、第三十五条又は第四十二条の規定に違反して酒類又は酒類のかすを処分し、又は製造場から移出した者
- 四・五 同上

254 同上

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一・三 同上

四 第四十九条第一項の規定に違反した者

五 同上
六 同上
2 同上

第六十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 同上

- 三 第五十一条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者

第八条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

(税率)

- 第十一條 たばこ税の税率は、千本につき二千五百三十六円とする。
 2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき七千七十二円とする。

附 則

(税率に係る経過措置)

- 第二条 たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第百二十二号）第一条第一項（製造たばこの種類及び最高価格）に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千五百三十六円とする。

(税率)

- 第十一條 たばこ税の税率は、千本につき二千五百三十六円とする。
 2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき六千二百五十二円とする。

附 則

(税率に係る経過措置)

- 第二条 たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第百二十二号）第一条第一項（製造たばこの種類及び最高価格）に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき一千四百八十四円とする。

(石油税法の一部改正)

第九条 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

石油石炭税法

(趣旨)

第一条 この法律は、石油石炭税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油石炭税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとするによる。

一～三 省略

四 石炭 関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(外国から本邦に到着したもの以外のものにあっては、採取されたものに限る。)をいう。

五 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭には、この法律により、石油石炭税を課する。

(納稅義務者)

第四条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、石油石炭税を納める義務がある。

2 原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(以下「原油等」という。)を保税地帯から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油石炭税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場において原油、ガス状炭化水素又

(趣旨)

第一条 この法律は、石油税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手續その他石油税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 同上

一～三 同上

四 同上

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油税を課する。

(納稅義務者)

第四条 原油又はガス状炭化水素の採取者は、その採取場から移出した原油又はガス状炭化水素につき、石油税を納める義務がある。

2 原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素(以下「原油等」という。)を保税地帯から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 原油又はガス状炭化水素の採取場において原油又はガス状炭化水素が消費

戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期項に規定する期限内に提出するものに限る。次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状化水素又は石炭につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 原油、ガス状化水素又は石炭の採取者が他の原油、ガス状化水素又は石炭の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油、ガス状化水素又は石炭を原油、ガス状化水素又は石炭の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油、ガス状化水素又は石炭をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状化水素又は石炭につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 省略

4 原油、ガス状化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状化水素又は石炭を、その採取を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該採取場であつた場所に戻し入れた場合には、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油、ガス状化水素又は石炭を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油、ガス状化水素又は石炭の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油石炭税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定め

月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油税額の合計額から当該原油又はガス状化水素につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 原油又はガス状化水素の採取者が他の原油又はガス状化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガス状化水素を原油又はガス状化水素の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油又はガス状化水素をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の合計額から当該原油又はガス状化水素につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 同上

4 原油又はガス状化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状化水素を、その採取を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合は、同条第五項に規定する期間の経過後）当該採取場であつた場所に戻し入れた場合には、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状化水素を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油又はガス状化水素の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定め

政令で定める書類を添付しなければならない。

- 6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。
- 7 前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8 省略

る書類を添付しなければならない。

- 6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により原油又はガス状炭化水素の採取場における原油又はガス状炭化水素の採取業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該採取場から移出された原油又はガス状炭化水素を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。
- 7 前項の規定は、法人が合併により原油又はガス状炭化水素の採取場における原油又はガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8 同上

（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量）

- 第十三条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、毎月（採取場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 一 その月中において採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量
- 二 第十条若しくは第十一条又は他の法律の規定による石油石炭税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量
- 三 第一号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量から、前号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）
- 四 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額
- 五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額（前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものと含む。）
- 六 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

